

上越市立牧小学校いじめ防止基本方針

～はじめに～

本方針は、人権尊重の理念及びいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号。以下「法」という）第 13 条の規定に基づき、上越市立牧小学校のすべての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ」の根絶を目的に策定するものである。

1 いじめ防止等のための基本方針

（１） いじめに対する基本的な考え方

【いじめとは（文部科学省の定義）】

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。起こった場所は学校の内外を問わない。

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめに関する児童の理解を旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

【いじめの禁止】

児童は、いじめを行ってはならない。

【学校及び教職員の責務】

いじめはどの子どもにも、どの学校、どの学級にも起こりうることを踏まえ、学校の教育活動全体を通して、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していく。すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、専門家や各種団体と連携を図りながら、適切且つ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

（２） いじめ防止等のための取組方針

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 「未然防止」「早期発見」「即時対応」を柱とし、計画的且つ迅速に対応にあたる。② 学校全体及び学級内で、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。③ 被害児童の安全を保障するとともに、校内組織として対応し、被害児童・加害児童への組織的な対応・支援を行う。また、必要に応じて関係機関との連携を図る。④ 学校・家庭・（関係機関）が連携して、事後指導にあたる。 |
|--|

2 いじめ防止等のための対策

（１） いじめ防止等のための組織

- ① 法第 22 条を受け、本校に、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織（以下「組織」という）として、「いじめ・不登校対策委員会」を置く。

- ② 本組織の構成員は、校長の監督・指導のもと、教頭、教務主任、生活指導主任、担当学年の担任、養護教諭とする。
- ③ 会議は、偶数月の職員会議後に開催する。ただし、いじめ発生時には緊急に開催する。
- ④ 本組織を学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核とする。本組織の役割は以下の通りとする。
 - ・ いじめの相談、通報の窓口となる。
 - ・ いじめの疑いに関する情報や問題行動等にかかる情報の収集、記録、共有を行う。
 - ・ いじめの疑いにかかる情報があつた際は緊急会議を開き、事実確認を行い、事実が確認された後は、被害児童及び加害児童への指導や支援等の対応方針の決定、保護者・関係機関との連携を図る。

(2) いじめの未然防止のための取組

- ① 教育活動全体を通して、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ② いじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。
- ④ 道徳の時間を要とし、各教科及び体験活動との関連を図りながら、教育課程全体での指導の充実を図る。
- ⑤ 縦割り班活動を中心とした異学年交流や、中学校との連携による合同の活動を推進する。(日々の清掃、体育大会種目、各種朝会、児童会行事等)
- ⑥ 学校全体の問題について、各学級で話し合ったり、学級の代表者で話し合う機会を設けたりする。(児童会活動・代表委員会)

(3) いじめの早期発見のための取組

- ① 全職員が全児童を注意深く観察したり一人一人の声に耳を傾けたりし、いじめの事案(疑わしい場合を含む)を見付けた場合は、すぐに管理職・生活指導主任に報告する。
- ② 児童対象の「生活アンケート」を毎月、「牧っ子アンケート」を学期に1回実施する。
- ③ 学期に1回教育相談旬間を設け、児童の悩みや人間関係を把握する。
- ④ 保護者対象の学校生活アンケートを年2回実施する。
- ⑤ 保護者から連絡・相談(電話・連絡帳・面談)への対応を丁寧に行い、保護者が悩みを相談できる体制を普段から整える。
- ⑥ 子どもを語る会を毎月(急を要する場合は臨時に開催する)開き、気になる児童や共通理解が必要な児童についての情報を共有し、複数の目で当該児童を継続的に支援する。
- ⑦ 学校カウンセラーと連携を図り、児童の悩みや問題についての情報を共有する。

3 いじめ発生時の対応

(1) いじめの早期解決に向けての取組

- ① いじめを発見したときは、当該職員だけで抱え込むことなく、いじめ・不登校対策委員会を中心として全職員で対応を協議し、今後の指導方針を立て、組織的に解決にあたる。

- ② いじめを受けた児童や通報した児童の安全・安心を最優先に考え、見守り保護する。必要に応じ、別室の確保や関係機関の支援を受ける。
- ③ いじめを受けた児童の家庭を訪問し、保護者への謝罪と事実関係・当面の対応についての説明を行う。今後の学校と家庭との連携について、保護者の意思を確認する。
- ④ いじめを行った児童に対しては、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為に対する責任を自覚させるよう、また、今後いじめをすることがないように、毅然とした態度で指導にあたる。安易な謝罪で終わらせることがないようにする。
- ⑤ いじめを行った児童の保護者への助言を継続的に行うとともに、学校と連携していじめの解消と再発防止を図る。
- ⑥ いじめを傍観していた児童には、いじめの加害者と同様であることを教え、自分の問題として捉えさせるとともに、困ったら誰かに相談する勇気をもつよう指導する。
- ⑦ 全校児童に対して、学級や全校集会等で指導を行う。(関係する児童のプライバシーに配慮する)
- ⑧ 学校内だけでなく、学校カウンセラーや各種団体、専門家と協力して解決にあたる。保護者が専門機関の情報を求めたときは、速やかに対処する。
- ⑨ いじめに関した児童を全職員で注意深く見守り、変容を見取る。いじめ解消後もしばらくは子どもを語る会等で情報を共有し、対応を検証する。また、次の担任や牧中学校に確実に引き継ぐ。

(2) 重大事態への対応

- ① いじめ事案が下記の場合は、重大事態として速やかに校長が上越市教育委員会へ報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、指導・助言を受ける。
 - ・ 当該事案の特質に応じて、組織に専門家を加え、調査体制を強化する。
 - ・ 事実関係を明確にするため、組織による調査を速やかに実施する。
 - ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
 - ・ 調査結果を上越市教育委員会に報告する。
 - ・ 上越市教育委員会の指導・助言を受けながら、必要な措置をとる。
 - ・ 報道機関への対応が必要になった場合は、教頭が窓口となり対応する。
- ② 上越市教育委員会や警察等が調査主体となった場合は、以下の対応をとる。
 - ・ 調査主体の調査に必要な資料の提出、部屋の提供等、調査に協力する。ただし、著しく児童の不利益となる資料の提供については、事前に上越市教育委員会と協議することとする。

平成26年3月25日策定

令和 元年6月 3日改定

組織的対応の流れ 1～4は基本的には即日対応とする。

1 発見

2 情報収集

3 事実確認

4 方針決定

5 対応

6 解消経過観察

日常の観察・アンケート・教育相談・児童等からの訴え等の情報

情報を得た教職員

担任・生活指導主任

教 頭

校 長

いじめ対策委員会（緊急対策会議）

招集・指揮

報告・共通理解

被害保護者

適宜連絡

調査方針・分担決定

加害保護者

職
員
会
議
報告
共通
理解

調査班編成【事案の状況により】
（対策委員会、学年部主任、生活指導部等）

報告・事実関係の把握

報告→

上越市

←支援

教育委員会

指導方針・指導体制の決定

対応班編成【事案の状況により】
（対策委員会、学年部主任等）

被害児童

加害児童

学級・学校全体

いじめ解消に向けた指導

暴力・恐喝等の犯罪行
為があった場合

連絡・相談

支援

いじめ解消

関係機関

警察(サポートセンター)

継続指導・経過観察

再発防止・未然防止活動